

給付費名	no	サービス名	内容	利用時間	詳細	単価(目安) 【利用者負担は単価の10%】
介護給付	1	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	30分以上～1時間未満	身体介護	4,020円
				30分以上～1時間未満	家事援助	1,970円
				30分以上～1時間未満	通院介助 (身体介護伴う)	4,020円
				30分以上～1時間未満	通院介助 (身体介護伴わない)	1,970円
				1回につき	通院等乗降介助	1,000円
	2	重度訪問介護 【区分4以上】	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	1時間未満		1,830円
	3	行動援護 【区分3以上】	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	30分以上～1時間未満		4,020円
	4	重度障害者等包括支援 【区分6】	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	1日あたり		7,800円～9,590円
	5	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	1日あたり（平均利用人員10人以下/日）		3,490円～8,280円
	6	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	1日あたり	障害者	4,900円～8,900円
障害児					4,900円～7,570円	
1日あたり（日中活動を伴わない）				障害者	1,660円～5,810円	
				障害児	1,660円～5,090円	
7	療養介護 【区分5以上】	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	1日あたり		3,620円～9,040円	
8	生活介護 【区分3以上】	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	1日あたり		4,460円～12,990円	
9	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援) 【50歳未満区分4以上】 【50歳以上区分3以上】	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	1日あたり		880円～4,000円	
10	共同生活介護（ケアホーム） 【区分2以上】	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	1日あたり		2,100円～6,450円	
訓練等給付	11	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	1日あたり		5,720円～7,850円
	12	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	1日あたり		6,470円～8,500円
	13	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	1日あたり	A型＝雇用型	4,240円～5,900円
				1日あたり	B型＝非雇用型	4,240円～5,900円
14	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	1日あたり		1,200円～2,570円	

給付費名	no	サービス名	内容	利用時間	詳細	単価(目安) 【利用者負担は単価の10%】
地域生活支援事業	15	移動支援 (上限30時間/月)	円滑に外出できるよう、移動を支援します	30分未満		1,500円
				30分以上～1時間未満		3,000円
				1時間以上の場合		30分ごとに1,000円
	16	地域活動支援センター 型 (上限20日/月)	18歳以上の方の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	4時間未満	単独型 身体障害者	2,800円
					単独型 知的障害者	2,600円
				4時間以上	併設型 身体障害者	2,400円
					併設型 知的障害者	2,000円
					単独型 身体障害者	5,600円
					単独型 知的障害者	5,200円
		併設型 身体障害者	4,800円			
		併設型 知的障害者	4,000円			
		送迎加算(片道)		540円		
		入浴加算		400円		
	17	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	1日あたり		無料
	18	日中一時支援事業 (上限原則10日/月とする ただし、学校が長期休業中の場合であって町長が必要と認めた場合は上限を超えて支給決定する)	障害のある方の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障害のある方を日常的に介護している方の一時的な休息を確保するもので、宿泊を伴わない短期入所です。	4時間未満		2,000円
4時間以上					4,000円	
送迎加算(片道)					550円	
19	日常生活用具	心身障害者に対して日常生活の便宜を図るため特殊ベッド等の日常生活用具を給付します				